

使用材料・提出書類一覧表

工 種	種 別	品質に係る資料	資料及び試験結果	試験成績表	品質証明書
		(確認)	(承諾)	(承諾)	(承諾)
鋼材	構造用圧延鋼材	○			
	ポステン用鋼材	○			
	鋼杭、鋼矢板（仮設材除く）	○			
セメント 混和材	セメント（JIS 外）	○			
	混和材料（JIS 外）	○			
セメント コンクリート 製品	製品一般（JIS 外）	○			
	コンクリート杭（JIS 外）	○			
	コンクリート矢板（JIS 外）	○			
塗料	塗料一般	○			
その他	レディミクストコンクリート（JIS 外）	○			
	場所打杭用レディミクストコンクリート（JIS 外）	○			
	アスファルト混合物	○			
	薬剤注入材	○			
	種子肥料	○			
	薬剤	○			
	現場発生材	○			
アスファルト 舗 装 材 コンクリート 舗 装 材	粒状路盤材		○注 1		
	粒度調整路盤材		○注 1		
	セメント安定処理用骨材		○注 1		
	石灰安定処理用骨材		○注 1		
	加熱アス安定処理用骨材		○注 1, 2		
	基層及び基層用骨材		○注 1, 2		
	基層・基層の再生骨材		○注 1		
	セメント（安定処理用）			○	
	石 灰（ 〃 ）			○	
	アスファルト				○
	再生用添加剤				○
	プライム・タックコート用瀝青材料				○
インターロッキングブロック				○	
地盤改良材 注 3	地盤改良用材料（置換）			○	
	〃 （敷砂）			○	
	〃 （サンドコンパクション）			○	
	〃 （サンドレーン）			○	
河川用資材	止水シート				○
	補強マット				○
	ガゴマット用線材			○	○

高頻度材料として提出済みの材料、コンクリート二次製品合格品目一覧表、建設工事用積ブロック指定工場一覧表に記載する製品、アスファルト事前審査制度の認定混合物及び JIS 規格品は、品質に係る資料等の提出を省略できる。

注 1 これまでに使用実績があり監督員が承諾した場合は、試験成績表の提出とする。

注 2 小規模の場合は、実績又は定期試験による試験成績表の提出とする。

注 3 地盤改良材は見本も必要

※監督行為：受注者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料に基づき、監督員が確認等を行う。